

農林漁家に快適に泊ってもらうために

参考資料1

宿泊料金をいただきますか？ 食事はどのように提供しますか？

宿泊料金をいただく
 【宿泊料金とは】
 宿泊部屋の清掃料・寝具クリーニング代
 寝具レンタル料・水道光熱費等
 泊まるのに必要な経費

- A. 料金をいただいて食事を提供する
- B. 泊まる人に自炊してもらい、又は自分が教えながら一緒に作る
- C. 食事は提供しない
 地域内の食堂や飲食店営業の許可を取った調理施設でとってもらう

宿泊料金はいただかない

料金をいただいて食事を提供する

泊まる人に自炊してもらい、又は自分が教えながら一緒に作る
 ” 食費の実費・農作業等の体験料だけはいただく

料金は一切いただかない

特別に許可をとる必要は無い

下記以外にも都市計画法、農地法、自然公園法等の関係法令等により営業や施設の整備等ができないことがありますので注意しましょう！
 【参考資料：農林漁家民宿を開業するための許可手続き】
 また体験の内容によっても、個別に資格や法律上の許可手続の必要なものもありますので注意が必要です！

必要なのは、
 『旅館業の許可』
 『飲食店営業の許可』

必要なのは、
 『旅館業の許可』

必要なのは、
 『飲食店営業の許可』
 現実には該当例はほとんどないと思われる

『旅館業の許可』
 『飲食店営業の許可』
 最寄りの福祉保健所の環境課ならびに食品・衛生課にご相談ください。
 主な注意点
 旅館業の開業
 農林漁業を営み、“農林漁家”民宿として開業するのであれば、客室延床面積下限なし
 通常、33㎡以上必要
 旅館業申請時に、消防適合の書類必要
 最寄りの消防署へ
 業に供する面積100㎡～建築確認必要
 設計士・建築士へ相談
 原則事前（61日前まで）に
 『水質汚濁防止法の届出』が必要
 浄化槽の定員と宿泊定員に注意
 飲食店営業
 自宅の台所と業務用台所は分けること
 専用の流しを設けること
 ねずみや虫の入らない清潔な施設であること
 給湯設備
 手洗い消毒設備
 井戸水の場合は滅菌設備
 冷蔵庫に温度計設置 等々です

下記に定義する「農山村生活体験ホームステイ」を実施する場合は県が定めるガイドラインに基づき、法の順守と受入の品質（安全、衛生）を確保するものとします。
 「農山村生活体験ホームステイ」と
 営利を目的とせず、かつ、宿泊料を受けないで人を短期間宿泊させることであって、次のいずれにも該当するもの
 市町村等が、宿泊を希望する者の受入農林漁家の決定に関与するもの
 受入農林漁家においては、農山村生活体験、調理、農林漁家との団らん等の機会を併せて提供するものであること
 頻度の低い受入であること
 宿泊料を受けていないことについての明確な根拠があること
 地域内に法の遵守を周知すること
 実態として同一農林漁家での受入に継続反復性があり、受け取る金額が「宿泊料」と判断せざるを得ない場合は「旅館業の許可」が必要になります。